

## 新型コロナウイルス感染症対策に伴う住民基本台帳事務などの取扱いについて

住民票の写しなどの証明書は窓口だけでなく、次の方法でも取得できます。

### 【郵送請求】

申請書や返信用封筒など、必要なものを準備いただくことで、郵送にて証明書の請求が行えます。

☑住民票の写し、除票、記載事項証明書、住居表示変更証明書、所得証明書（課税台帳証明書）など

▽申請方法：各証明書発行窓口にお問い合わせください。

### 【コンビニの発行】

マイナンバーカードをお持ちの人は、コンビニなどで証明書を発行することができます。

☑住民票の写し、印鑑証明書、所得証明書（課税台帳証明書）など

▽発行方法：各証明書発行窓口にお問い合わせください。

### 【夜間および休日受付】

電子または電話予約により、夜間および休日に宿直の窓口において証明書を受け取ることができます。

☑住民票および印鑑登録証明書

### 【転出の届出】

熊野町から転出した際に、転出届を郵送により行うことができます。

▽手続き方法：熊野町ホームページより住民異動届をダウンロードし、必要事項を記載して、返信用封筒（84円切手を貼付）、身分証明書（運転免許証など）の写しと一緒に郵送してください。到着後、転出証明書を発行し、返送いたします。

### 【転入・転居などの届出】

転入、転居などの住民票の異動に係る手続きは、異動日（引越しなどの日）から14日以内に手続きが必要です。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出を控えている場

合などには、当分の間、14日を過ぎた場合でも通常通り手続きができます。

ただし、住民異動の手続きに伴った各種手続き（保険、各種手当など）の期限については、それぞれの窓口にお問い合わせください。

（税務住民課）

### 学生の皆さん

#### 学生納付特例制度をご利用ください

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、公的年金に加入することが法律で義務付けられており、学生も20歳になれば国民年金に加入する必要があります。

しかし、所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生には、在学期間中の保険料の納付を猶予し、社会人になってから保険料を納めることができる「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例制度を申請し、承認を受けたら、原則4月から翌年3月までの保険料納付が猶予されます。

（申請時点の2年1ヵ月前の月分までさかのぼって申請できますが、申請が遅れると、万一の際に障害年金が受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。）

承認された期間は老齢基礎年金請求時の受給資格期間の計算に算入されます。

また、病気やケガで障害が残ったときや、死亡といった不慮の事態で障害年金や遺族年金を請求するときの納付要件に含まれません。（学生納付特例の申請日によっては含まれない場合もあります。）

学生納付特例が承認された期間の保険料は10年以内であれば追納することができますので、卒業したら忘れずに追納してください。ただし、追納する場合は、その承認を受けてから3年

度目になると当時の保険料に加算金がつきます。

### ▽申請に必要なもの

国民年金手帳、学生証（コピー可）または在学証明書、印鑑（代理の場合）※社会人から学生になった人については、雇用保険受給資格者証等（コピー可）も必要となります。

※審査には相当の日数を必要とします。結果がご自宅に届く前に、保険料納付案内書の送付や保険料の督促などがある場合があります。ことをご理解ください。

☑熊野町南年金事務所 ☎253・7710、税務住民課 保険年金グループ ☎820・5604



## 離婚時の年金分割制度について

離婚した場合、2人の婚姻期間について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額を分割して、年金額を2人で分割できます。離婚後2年以内に手続を行う必要がありますので、お早めに、広島南年金事務所までご相談ください。

☑熊野町南年金事務所 ☎253・7710

（税務住民課）

## 障害者・難病患者等の補装具と日常生活用具給付について

▽補装具：身体上の障害を補うための補装具の交付・修理・貸与を行っています。補装具の種類によっては交付・修理・貸与の際、県の判定が必要な場合があります。

（種目の例）義肢、車いす、歩行補助つえ、義眼、眼

鏡、補聴器、座位保持いすなど

☑身体障害者手帳を所持している人および難病患者など

▽日常生活用具：日常生活がより円滑に行えるよう、日常生活用具を給付します。

（種目の例）入浴補助用具、頭部保護帽、火災警報器、点字器、ストーマ装具など  
☑身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳を所持している人および難病患者など

### 【共通事項】

障害の程度、種類などによって、対象となる種目が定められています。

また、介護保険対象者は介護保険制度の利用が優先されます。

### 【負担額】

原則、基準額の一割です。ただし、世帯の所得状況に応じて自己負担金の上限額が設定されます。基準額を超える部分については自己負担です。なお、世帯の中

に市町村住民税所得割額が4万円以上の人がいる場合は対象外となります。

※購入・修理・借受け前に必ず社会福祉課へご相談のうえ、申請してください。  
☑社会福祉課 地域・障害者福祉グループ ☎820・5635



## 男性の風しん抗体検査および定期予防接種のお知らせ

公的な風しんの予防接種を受ける機会がなかった男性を対象に、令和4年3月31日まで風しんの抗体検査ならびに定期予防接種を無料で行います。

☑昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の期間に生まれた男性。

